

# **U-NEXT MOBILE 利用規約**

**2025年1月18日版**

このU-NEXT MOBILE利用規約（以下、「本規約」といいます）は、株式会社U-NEXT（以下、「当社」といいます）が提供する「U-NEXT MOBILE」サービス（以下、「本サービス」といいます）をご利用いただく際の契約内容を定めるものです。本規約に同意いただけない場合は、本サービスをご利用いただけません。

## 第1章 総則

### 第1条（用語の定義）

本規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

用語	用語の定義
契約者	利用契約を締結している者。
利用者	契約者の承諾を得て、本サービスを利用する者。
申込者	利用契約を締結し本サービスを利用することを希望して、申込を行った者。
利用契約	本規約にもとづく本サービスの利用に関する契約。
U-NEXTアカウント	当社が提供するサービスを利用するためには、当社が発行するアカウント。
U-NEXTポイント	当社が発行する、1ポイント=1円として当社が指定する商品・サービス等に利用することができるポイントをいいます。
携帯電話事業者	当社とワイヤレスデータ通信、音声サービスまたはSMSの提供にかかる相互接続協定その他の契約を締結している携帯電話事業者。
ワイヤレスデータ通信	携帯電話事業者の提供による無線データ通信。

高速データ通信	当社が別途定める通信の帯域制限（ただし、第34条（通信利用の制限）および第35条（通信時間等の制限）に規定する制限の場合は除きます）を受けて利用できるワイヤレスデータ通信。
SMS	回線交換方式により、テキストメッセージを送受信するサービス。
音声サービス	回線交換方式による音声通信サービス。
音声サービスオプション	音声サービスに関するオプションサービス。
利用開始日	本サービスの提供を開始した日をいい、eSIM開通に必要な当社所定の手続き（以下、「開通手続き」といいます）を完了した日とする。
利用開始月	利用開始日が属する月。
本サービス利用料	当社が別途定める、登録事務手数料およびeSIM発行手数料等の本サービス利用開始にあたり発生する費用（以下、総称して「初期費用」といいます）、本プラン月額基本料、SMS通信料、通話料、音声サービスオプション利用料、データチャージ利用料、その他オプションサービス利用料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料等の本サービス利用にあたり発生する費用、および本サービスに関する各種手続きにかかる手数料等の総称。
ユニバーサルサービス料	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供にかかる交付金および負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額にもとづいて、当社が定める料金。

電話リレーサービス料	電話リレーサービス（聴覚や発話に困難のある方（以下、「聴覚障害者等」といいます）と聴覚障害者等以外の者との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につなぐサービス）を提供するために公平にご負担いただく料金。
端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）で定める種類の端末設備の機器。
自営端末機器	契約者および利用者が本サービスを利用するため自ら用意する端末機器。
eSIM	端末機器に内蔵された埋め込み式SIM。
EID	eSIMを使用するために必要な識別番号。
協定事業者	当社と相互接続協定その他の契約を結んだ電気通信事業者（携帯電話事業者を含みます）。
国際電気通信事業者等	携帯電話事業者との間で相互接続協定を締結して国際電話サービス等を提供する電気通信事業者。
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定にもとづき課税される消費税の額、ならびに、地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定にもとづき課税される消費税の額。

## 第2条（本規約の適用と範囲）

1. 本サービスのご利用については、本規約が適用されます。本サービスのご利用にあたっては、本規約をよく読み、ご理解いただいたうえで、お使いください。ただし、電気通信事業法にもとづき契約者に提供する書面において、本規約と異なる定めがある場合は、当該書面の規定が優先するものとします。

2. 当社は、本サービスの利用に関して、本規約のほか、各サービスの利用に関する個別規定および追加規定、重要事項説明書、ガイドライン等（以下、総称して「個別規定等」といいます）を定めることができます。個別規定等は本規約の一部として、ご利用いただく際の契約内容となります。
3. 本規約と個別規定等との間に齟齬が生じた場合は、個別規定等が本規約に優先して適用されます。
4. 個別規定等で用いられる用語の定義は、特に定めがない限り本規約に従うものとします。
5. 契約者が、第10条（利用権の譲渡および地位の譲渡）に従い利用者に本サービスを利用させた場合においては、利用者の行為は契約者の行為とみなして本規約が適用されるものとします。

### 第3条（本サービスに関する通知）

本サービスに関する当社からの通知は、当社の判断および法令にもとづき以下各号のいずれかの方法で行うものとします。

- (1) 本サービスにかかるWebサイト上への掲示または当社ホームページ上（本サービスアプリ画面も含む）への掲載。この場合、掲載されたときをもって、全ての契約者に対して通知が完了したとみなします。
- (2) 本サービスの利用に際して、当社に届け出た契約者のメールアドレス宛への電子メールの送信。この場合、当社が契約者へ電子メールを送信したときをもって、全ての契約者に対して通知が完了したとみなします。
- (3) 本サービスの利用に際して、当社に届け出た契約者の住所宛への郵送。この場合、郵便物を契約者の住所に発送したときをもって、全ての契約者に対する通知が完了したとみなします。
- (4) 当社に届け出た契約者の携帯電話番号宛の、SMSの送信。この場合、当社が契約者へSMSを送信したときをもって、全ての契約者に対して通知が完了したものとみなします。

### 第4条（本規約および個別規定等の変更）

1. 当社は以下の場合に、当社の裁量により本規約および個別規定等を変更することができます。

(1) 本規約および個別規定等の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき

(2) 本規約および個別規定等の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして、合理的なものであるとき

2. 当社は、前項にもとづく本規約および個別規定等の変更にあたっては、当該規約の変更を行う旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を契約者に通知するものとします。

3. 本条第1項に当てはまらない本規約および個別規定等の変更については、事前に契約者に対して通知を行います。当該通知後、契約者が本サービスを利用したことをもって、変更後の規約に同意したものとみなし、変更後の規約が効力を生じるものとします。ただし、当該通知から起算して30日が経過しても何ら異議を申し立てない契約者も、当該規約の変更に同意したものとみなします。

## 第5条（契約の単位）

1. 契約者と当社は、本サービスの一のプランごとに一の利用契約を締結するものとします。

2. 契約者が契約できる利用契約は、当該契約者が保有する1つのU-NEXTアカウントに対して、利用契約1つを上限とします。なお、U-NEXTアカウントを複数保有する場合は、利用契約も複数締結することができますが、その場合も契約者1名につき最大4回線を利用契約の上限数とします。また、1つのEIDに対して1つの利用契約を上限とします。

## 第6条（本プラン内容）

1. 本プラン内容は以下のとおりとします。なお、詳細は個別規定等にて定めます。

本プランの名称	本プランの内容

## 20 GB プラン

毎月 20 GB の高速データ通信容量が付与されるプランです。なお、高速データ通信容量の有効期限は無制限です。ただし、蓄積できる高速データ通信容量の上限は累積 100 GB とします。当該上限を超える高速データ通信容量は無効となり、蓄積されません。

2. 本プランの利用開始日（以下、「本プラン利用開始日」といいます）は、開通手続きが完了し、当社による本プラン月額基本料の与信枠の確認が完了した日とします。

## 第2章 利用の開始および終了

### 第7条（利用契約の申込および成立）

1. 申込者は、本規約に同意したうえで当社所定の方法により利用契約の申込を行うものとします。
2. 満 18 歳の年齢に達していない方の利用契約の申込は受け付けません。
3. 当社が指定する利用契約の申込方法によっては、申込期限を設けている場合がございます。この場合、当該期限後は、当該申込を行うことはできません。利用契約の申込の際には、記載されている注意事項をよくご確認のうえ、お申し込みください。
4. 申込者は、利用契約の申込にあたり、当社所定の契約者情報（第17条（利用情報の取得）第1項第1号において定義します。）を提供し、当社指定の方法による本人確認を行うものとします。なお、本人確認は、eSIMプロファイルを再発行する場合に、再度行う場合があります。
5. 当社は、以下各号のいずれかに該当すると当社が判断したときには、利用契約の申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 契約者情報（第17条（利用情報の取得）第1項第1号において定義します。）に記入もれ、誤記、または虚偽の記載があるとき。
  - (2) 申込者が本サービス利用料その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

- (3) 申込者が過去に本規約に違反した事実があったとき。
- (4) 本人確認を完了することができないとき。
- (5) 当社がクレジットカード等の支払手段の有効性を確認できなかつたとき。
- (6) 申込者が第5条（契約の単位）に定める利用契約の上限数を超えて利用契約の申込を行つたとき。
- (7) 申込者が満18歳未満であったとき。
- (8) 申込者が第28条（利用の停止）第1項各号に該当するとき。
- (9) その他、当該利用契約の申込を承諾することが、当社の業務の遂行上支障があるとき。

6. 前項にもとづき、当社が利用契約の申込を承諾しなかつた場合、当社は当該申込を無効として、削除することができるものとします。

7. 第5条（契約の単位）に定める利用契約の上限数に反して、すでに当社サービスをご利用中のEIDと同一のEIDを用いて開通手続きを行つた場合は、別のEIDを用いて開通手続きを行わなければ開通手続きは完了しません。

8. 本人確認完了後、当社が別途定めた期間までに開通手続きを完了しない場合は、当該申込は無効として、削除されます。

9. 前項の場合において、利用契約の申込が無効となつても、初期費用は発生いたします。

10. 利用契約は、当社が利用契約の申込を承諾し、開通手続きをすべて完了した日に成立するものとします。

11. 申込者または契約者が、本サービスのうちMNPの対象となるサービスの利用を申し込む場合において、MNPの適用を希望するときは、利用に先立つて、当社所定の方法によりその旨を申し出るものとします。

## 第8条（契約者による利用契約の解約）

1. 契約者が利用契約の解約（MNPによる電話番号の転出（以下、「MNP転出」といいます）を含むものとし、以下、同様とします）を希望する場合は、当社所定の方法により解約申込を行うものとします。

2. 前項の場合において、契約者がMNPの適用を希望する場合は、解約申込に先立って、当社所定の方法によりその旨を申し出るものとします。

3. 利用契約の解約日は、契約者が解約申込を行った日とします。ただし、当社の解約手続きの都合上、利用契約が終了した後も、SMSまたは音声サービスが利用可能な場合で当該サービスの利用が確認された場合は、利用契約の終了にかかわらず、当該利用にかかる料金を支払うものとします。

4. 前項にかかわらず、MNP転出の場合は、利用契約の解約日は、他の電気通信事業者への電話番号の転出が完了した日となります。

5. 契約者が利用契約の解約を行った際の、解約日が属する月額料金の計算期間の本サービス利用料については、1か月分の月額料金が発生するものとし、いかなる場合でも日割計算は行いません。

6. 契約者は、本規約の他の規定にかかわらず、電気通信事業法第26条の3に定める初期契約解除制度の対象となる音声サービス（以下、「初期契約解除対象サービス」といいます）については、当社が交付する契約書面をお客様が受領した日または初期契約解除対象サービスの提供が開始された日から起算して8日を経過するまでの間は、当社に書面または当社が指定する方法で通知することにより、初期契約解除対象サービスについての利用契約を解除することができます。

## 第9条（利用者の利用制限）

1. 利用者は、利用契約の当事者ではないため、利用契約の解約、eSIMプロファイル再発行、MNP予約番号の発行等の一切の本サービスにかかる手続きを行うことはできません。これらの手続きは、契約者のみが行うことができます。

2. 契約者は、本サービスを利用者に利用させている場合であっても、利用契約に関して、解約を含む全ての手続きを単独で行うことができます。当該手続きの性質上、利用者の同意が必要となる場合においては、契約者からの申込をもって、利用者の同意を取得しているものとみなします。

## 第10条（利用権の譲渡および地位の譲渡）

1. 契約者は、本サービスの利用権を譲渡することはできず、当社に利用権の譲渡にかかる承諾を請求することはできません。
2. 契約者は、契約者の責任において、契約者の親族または生計を共にしていると当社において判断される者に限り、利用者として本サービスを利用させることができます。ただし、本サービスを再販する等、業として第三者に本サービスを利用させることはできません。
3. 契約者が死亡したときは、当該契約者にかかる利用契約は終了します。契約者の死亡による地位の承継はできません。

### 第3章 料金

#### 第11条（料金の支払義務）

1. 本サービスのうち、当社が指定する販売形式においては、あらかじめパッケージを購入したうえで、利用契約をお申し込みいただきます。この場合、パッケージの代金は、申込の前後または利用開始の前後を問わず、利用者の都合により本サービスを利用できない場合または利用しない場合であっても、ご返金はいたしません。
2. 契約者は、利用契約の申込を当社が承諾した時点で、初期費用を支払うものとします。
3. 契約者は、別紙料金表の規定により、利用開始日または利用開始月から利用契約の解約日までに発生する本サービス利用料を支払うものとし、日割計算は行いません。
4. 本サービス利用料に含まれる各料金について、本規約には、消費税相当額を加算済みの価格を記載しています。ただし、別紙料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金については、この限りではありません。

#### 第12条（料金の支払方法）

1. 本サービス利用料は、当社が別途定める場合を除き、クレジットカードにより支払うものとします。ただし、以下に定める料金の支払いは、契約者が保有するU-NEXTポイントを優先的に充当し、残額をクレジットカードにより支払うものとします。

(1) 本プラン月額基本料

(2) データチャージの料金

(3) データチャージオプション月額利用料

(4) 初期費用

(5) その他当社が別途定める料金

2. 本サービス利用料の支払は、契約者が利用契約の申込において当社に届け出たクレジットカード会社の規約にもとづいて行われるものとします。

3. 本サービスのうち、当社が指定するサービスについては、当社が別途定める毎月の課金日その他必要な時点において、当社所定の基準によりクレジットカードの与信枠を設定することがあります。

### 第13条（セット割引）

1. 契約者が以下の各号に定める条件を全て満たす場合、当社はセット割引（以下、「本割引」といいます）を適用します。

(1) 当社が提供する映像配信サービスを主体とした月額定額制のサービスのうち、当社が指定したプラン（以下、「対象プラン」といいます）を契約していること

(2) 本プラン利用開始日または本プラン利用開始日に応当する日（ただし、応当する日がない場合は、当該応当する日がない月の末日とします。以下、「更新日」といいます）に対象プランの契約が有効であること

(3) 同一のU-NEXTアカウントで、対象プランと本サービスを契約していること

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上支障があるとき、その他当社が不適切と判断したときは、本割引を適用いたしません。

3. 本条第1項各号に定める条件をひとつでも満たさない場合は、本割引は適用されません。

## 第14条（割増金および延滞利息）

1. 契約者が本サービス利用料の支払を不法に免れた場合は、その免れた額の他、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とし、以下、同様とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（別紙料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあってはその免れた額の2倍に相当する額）を割増金として当社が別途定める方法により支払うものとします。
2. 契約者は、本サービス利用料その他の債務（延滞利息を除くものとし、以下、同様とします）について支払期日を経過してなお支払がない場合には、当該料金その他の債務の他、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別途定める方法により支払うものとします。

## 第15条（過払金の取扱い）

第11条（料金の支払義務）または第14条（割増金および延滞利息）に定める金銭が支払われた場合であって、契約者が通常支払うべき金額を超える金額を当社に支払ったときは、当社の定める時期および方法により、契約者に差額分を返金します。ただし、返金に要する費用は契約者が負担するものとします。

## 第16条（債権の譲渡および譲受等）

1. 契約者は、本サービスにかかる債権を当社が指定する譲渡先に譲渡することをあらかじめ承認するものとします。この場合、当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
2. 契約者は、本サービスを提供する当社以外の事業者（当社が別に定める者に限るものとし、以下、本条において同様とします）の規約等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を譲り受け、当社が請求することをあらかじめ承認するものとします。この場合、本サービスを提供する事業者および当社は、契約者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

3. 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する本サービス利用料とみなして取り扱います。

4. 当社は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、利用契約にもとづく権利および義務ならびに利用情報（第17条（利用情報の取得）1項において定義します。）を事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者および利用者は、かかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

## 第4章 利用方法

### 第17条（利用情報の取得）

1. 当社は、契約者および利用者から、以下の各号に掲げる情報（以下、総称して「利用情報」といいます）を取得するものとします。

（1）契約者が利用契約の申込にあたり、第7条（利用契約の申込および成立）にもとづいて当社に提供する情報：氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号等からなり、以下、「契約者情報」といいます。

（2）契約者または利用者が本サービス利用にあたり、当社に提供する情報：氏名、住所、生年月日等からなり、以下、「利用者登録情報」といいます。

（3）その他、当社が本サービスの提供に付随して取得する情報：請求明細、利用可能通信容量等からなります。

2. 当社は、利用契約の内容の変更または解約申込について、利用者登録情報の提供を条件とする場合があります。また、契約者が利用者登録情報の全部または一部を提供しない場合、契約者および利用者に対するサポートサービスを提供できない場合があります。

### 第18条（氏名等の変更の届出）

1. 契約者は、当社に提供した契約者情報または利用者登録情報に変更が生じた場合には、当社所定の方法により、当社に届け出るものとします。
2. 契約者情報または利用者登録情報に変更があったにもかかわらず、前項の届出がないときは、当社から契約者に対する通知は、当社に届け出られている契約者情報および利用者登録情報にもとづいて行われ、これをもって通知を行ったものとみなします。また、当該通知は、通常到達すべき時期に到達したものとみなします。

## 第19条（自己責任の原則）

1. 契約者および利用者は、本サービスを利用して行った自己の行為およびその結果について、責任を負います。
2. 契約者または利用者が本サービスを利用して第三者に損害を与えた場合、契約者は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に損害を与えないものとします。

## 第20条（禁止事項）

1. 契約者および利用者は、本サービスを使用するにあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
  - (1) 他人の商標権、著作権、その他知的財産権を侵害する行為
  - (2) 他人の財産権、プライバシー権、肖像権、その他の権利または利益を侵害する行為
  - (3) 他人を誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
  - (4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為またはこれを誘発もしくは扇動する行為
  - (5) わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、または掲載する行為
  - (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
  - (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
  - (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為

(9) 他人のWebサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為

(10) 自己のID情報を他人と共有したは他者が共有しうる状態に置く行為

(11) 他人になりすまして本サービスを使用する行為（他の利用者のID情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます）

(12) コンピュータウィルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、または他人が受信可能な状態のまま放置する行為

(13) 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます）において、その管理者の意向に反する内容または態様で、宣伝その他の書き込みをする行為

(14) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝または勧誘のメール等を送信する行為

(15) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのあるメール等（嫌がらせメール）を送信する行為

(16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為

(17) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介したは誘引（他人に依頼することを含む）する行為

(18) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為

(19) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為

(20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者として掲載等させることを助長する行為

(21) 他人の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為

(22) 他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、またはそれらの運営を妨げる行為

(23) 利用回線を故意に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為

(24) 多数の不完了呼を故意に発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為

- (25) 本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対して自動電話ダイアリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などを行う行為
- (26) 自動ダイアリングシステムを用いまたは合成音声通信もしくは録音音声等を用い、第三者が嫌悪感を抱く音声通信をする行為
- (27) ソフトウェア、プログラミング、ロボット等の自動装置を用い、またはその他の方法により、当社の業務または本サービスにかかる電気通信設備に支障を及ぼす行為
- (28) 位置情報を取得することができる端末機器を利用者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する行為、またはそのおそれがある行為
- (29) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、または他人の権利を侵害する行為
- (30) 事前に当社の承諾なく、接続サービスを不特定の第三者に利用させる行為
- (31) 第5条（契約の単位）で定める利用契約の上限数を超えて、回線を利用する行為
- (32) 前各号の他、法令もしくは本規約、もしくは公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害する行為
- (33) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する行為
- (34) 前各号のいずれかに該当するおそれがあると当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断する行為
- (35) 前各号のほか、本サービスの契約者または利用者として不適切であると、当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断する行為

2. 前項の規定は、契約者または利用者が同項各号に定める行為を行わないよう、当社に情報の監視または削除等の義務を課すものではありません。同項各号に定める行為が行われ、当社がこれらの情報の監視または削除等を行わなかったことにより契約者、利用者または第三者に損害が発生した場合であっても、当社の故意または過失により生じた場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

3. 契約者または利用者が本条第1項各号に定める行為を行っている、または、行うおそれがあると当社が判断した場合、当社は当該契約者または利用者に対して、本人確認等の調査を行うことがあります。契約者および利用者は当該調査に協力する義務を負います。

## 第21条（他のインターネットサービス）

1. 契約者および利用者は、本サービスを利用して当社以外の者が管理、運営するWebサイト等のインターネット上のサービス（以下、「他のインターネットサービス」といいます）にアクセスする場合は、第20条（禁止事項）第1項各号に定める行為を行わないものとします。また、他のインターネットサービスの管理者から当該サービスの利用にかかる注意事項が表示されているときは、契約者および利用者はこれを遵守するものとします。
2. 当社は、他のインターネットサービスに関し、一切責任を負いません。
3. 契約者および利用者は、他のインターネットサービスを利用する場合においても、第19条（自己責任の原則）が適用されることを承諾します。
4. 当社は、契約者または利用者が本サービスを利用することにより、インターネットに接続された世界中のいずれのWebサイトにもアクセスできることを保証するものではありません。

## 第22条（設備等にかかる維持責任）

契約者および利用者が本サービスを利用するためには、契約者および利用者が自己の費用と責任において維持するものとします。

## 第23条（著作権等）

1. 契約者および利用者は、本サービスの利用に関して当社が契約者および利用者に提供するソフトウェア、マニュアルその他情報（映像、音声、文章等を含み、以下、「ソフトウェア等」といいます）に関する著作権、商標、商号、技術その他に関する一切の権利が、当社または当社に対してソフトウェア等を提供した第三者に帰属するものであることを確認するものとします。
2. 契約者および利用者は、ソフトウェア等を自己使用の目的のみに利用することができます。契約者および利用者は、ソフトウェア等について自己使用以外の目的による複製等の利用を行わないものとし、ソフトウェア等をWebサイトに掲載し、また公衆送信を行うこと等により、第三者による複製等の利用を行わせてはならないものとします。
3. 契約者および利用者は、本サービスの利用を終了した場合には、速やかにソフトウェア等を消去するものとします。

4. 本条の規定に違反して紛争が発生した場合、契約者および利用者は、自己の費用と責任において当該紛争を解決するとともに、いかなる場合においても当社に損害を与えないものとします。

## 第24条（利用情報の取扱い）

1. 当社は、利用情報について、善良な管理者としての注意をもって管理します。
2. 当社は、利用情報を以下の目的にのみ利用し、法令にもとづいて官公庁から開示を求められた場合を除き、第三者に開示しないものとします。
  - (1) 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等および携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）（以下、「携帯電話不正利用防止法」といいます）その他法令に定められた不正利用防止の目的
  - (2) 本サービス利用料を回収する目的
  - (3) 契約者および利用者に対するサポートサービスを円滑に提供する目的
  - (4) 契約者または利用者に対し、本サービスの追加または変更のご案内、または緊急連絡の目的で、電子メールまたは郵便等で通知をする目的
  - (5) 商品開発等の目的で本サービスに関する利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式に加工したうえで、その分析結果を自ら利用し、または第三者に提供する目的
  - (6) 利用者から事前の同意を得た場合
3. 当社は、契約者確認（携帯電話不正利用防止法第9条で定める「契約者確認」をいうものとし、以下、同様とします）を求められたときは、当該契約者または利用者に対し、契約者確認を行うことがあります。この場合、契約者および利用者は、当社の定める期日までに契約者確認に応じるものとします。

## 第25条（他の電気通信事業者等への情報の通知）

1. 契約者および利用者は、第8条（契約者による利用契約の解約）または第29条（当社による利用契約の解除）の規定にもとづき契約を終了した後、現に本サービス利用料その他の債務の支払がない場合、または契約者確認に応じない場合には、当社が、当社以外の電気通信事業者からの請求にもとづき、氏名、住所、電話番号、生年月日および支払状況等の情報（契約

者または利用者を特定するために必要なものおよび支払状況に関するものであって、当社が別途定めるものに限ります) を当該電気通信事業者に通知することにあらかじめ同意するものとします。

2. 契約者および利用者は、当社が、国際電気通信事業者等からの請求にもとづき、氏名、住所、電話番号および生年月日等の情報を当該国際電気通信事業者等に通知することにあらかじめ同意するものとします。

3. 前2項の規定によるほか、契約者および利用者は、当社が、MNPにかかる携帯電話サービスを提供する事業者からの請求にもとづき、氏名、住所、電話番号および生年月日等の情報 (MNPにかかる手続きのために必要なものに限ります) を当該事業者に通知することにあらかじめ同意するものとします。

## 第5章 利用の中止、一時中断、利用の停止および解除

### 第26条 (利用の中止)

1. 当社は、以下各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。

(2) 第34条 (通信利用の制限) または第35条 (通信時間等の制限) により通信利用を制限するとき。

(3) 携帯電話事業者の規定により通信利用を制限するとき。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、第3条 (本サービスに関する通知) によりあらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3. 本条にもとづく利用の中止があっても、本サービス利用料は発生します。

4. 当社は、本条にもとづく利用の中止について、損害賠償または本サービス利用料の全部または一部のご返金はいたしません。

## 第27条（契約者からの請求による利用の一時中断）

1. 当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その電話番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいうものとし、以下、同様とします）を行います。
2. 前項にもとづき利用の一時中断を受けた契約者が利用の一時中断の解除を請求する場合は、当社所定の方法により行うものとします。
3. 利用の一時中断および利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受け付けてから一定時間経過後に完了します。利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた本サービス利用料は、契約者または利用者による利用であるか否かにかかわらず、契約者の負担とします。
4. 利用の一時中断または利用の一時中断の解除の手続き状況については、マイページよりご確認いただけます。
5. 利用の一時中断があっても、本サービス利用料は発生します。

## 第28条（利用の停止）

1. 当社は、本サービスの仕様として定める場合の他、契約者または利用者が以下各号のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することができます。

(1) 本サービス利用料、対象プラン利用料その他の当該契約者の当社に対する債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社が定める方法による支払のないとき、および当社が支払の事実を確認できないときを含みます）。なお、上記債務のうち一部が支払われない場合も、全ての本サービスの利用が停止されることがあります。

(2) 契約者が届け出たクレジットカードの会員資格を喪失した場合、クレジットカードの有効期限が満了している場合、クレジットカードの利用限度額を超過した場合、その他何等かの理由によりクレジットカード会社（クレジットカード決済代行業者を含みます）から本サービス利用料の決済を受けられないことが判明したとき。

(3) 契約者情報または利用者登録情報が事実に反することが判明したとき。

- (4) 第12条（料金の支払方法）第3項に定める与信枠の設定ができないとき。
  - (5) 第18条（氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき、または、当該規定により届け出られた内容が事実に反することが判明したとき。
  - (6) 契約者確認に応じないとき。
  - (7) 第31条（自営端末機器）の規定に違反し、技術基準に適合しない自営端末機器で利用したとき。
  - (8) 第20条（禁止事項）第1項各号または第38条（音声サービス固有の禁止事項）各号に定める行為が行われたとき。
  - (9) 1年間本サービスを利用しなかったとき。
  - (10) 契約者が死亡したとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、原則として契約者または利用者に対する特段の通知は行いません。ただし、契約者情報または利用者登録情報により契約者に対する通知方法が当社に判明する場合は、通知することがあります。
3. 本条にもとづく利用の停止があっても、本サービス利用料は発生する場合があります。
4. 当社は、本条にもとづく利用の停止について、損害賠償または本サービス利用料の全部または一部のご返金はいたしません。

## 第29条（当社による利用契約の解除）

- 1. 当社は、第28条（利用の停止）第1項の規定により本サービスの利用を停止された契約者または利用者が、なおその利用停止事由を解消しない場合には、何ら通知することなく、利用契約を解除することができます。
- 2. 当社は、契約者または利用者が第28条（利用の停止）第1項各号のいずれかに該当し、それにより当社の業務の遂行上著しい支障を及ぼすときは、前項の規定にかかわらず、利用停止をしないでその利用契約を解除することができます。
- 3. 第28条（利用の停止）第2項、第3項および第4項の規定は、本条により当社が利用契約を解除する場合に準用します。

## 第6章 端末機器およびSIM

### 第30条（端末機器利用にかかる義務）

1. 契約者および利用者は、端末機器を電気通信事業法および電波法関係法令が定める技術基準（以下、「技術基準」といいます）に適合するよう維持するものとします。
2. 契約者および利用者は、端末機器について以下の事項を遵守していただきます。
  - (1) 端末機器を取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しましたはその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。
  - (2) 故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
  - (3) 端末機器に登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更または消去しないこと。

### 第31条（自営端末機器）

1. 契約者および利用者は、本サービスの利用にあたっては、ワイヤレスデータ通信およびeSIMに対応した自営端末機器を自らの費用と責任において用意するものとします。
2. 契約者および利用者は、本サービスの利用に用いている自営端末機器が技術基準に適合しない場合、当該自営端末機器での本サービスの利用を中止するものとします。

### 第32条（契約者の切分責任）

1. 契約者は、自営端末機器が契約者回線等に接続されている場合であって、契約者回線を利用できなくなったときは、その自営端末機器に故障がないことを確認のうえ、当社に修理を請求することができます。

2. 前項の修理において、不具合の原因が契約者または利用者に起因するものであった場合は、修理に要した費用（消費税相当額を含む）は契約者に負担していただきます。

## 第7章 ワイヤレスデータ通信

### 第33条（通信区域）

1. ワイヤレスデータ通信の通信区域は、携帯電話事業者の通信区域のとおりとします。ワイヤレスデータ通信は、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。

2. 前項の場合、契約者および利用者は当社に対し、当社の故意または過失により生じた場合を除き、ワイヤレスデータ通信が利用できることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

3. 本サービスでは、「5G通信オプション」の利用の申込を行い、当社が「5G通信オプション」の利用登録を完了することで、ノンスタンドアローン方式を用いた第5世代携帯電話ネットワークによるデータ通信サービスを無料で利用することができます。ただし、「5G通信オプション」の利用にあたっては、5G通信に対応した端末機器が必要となり、5G非対応端末機器にて「5G通信オプション」を有効にすると、4G/LTE通信も利用できなくなる場合があります。なお、「5G通信オプション」を有効にすると、3G通信はご利用できません。

### 第34条（通信利用の制限）

1. 当社は、技術上、保守上、その他当社の事業上やむをえない事由が生じた場合、または、携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは携帯電話事業者と当社との間で締結される契約の規定にもとづいて携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、通信を一時的に制限することがあります。

2. 前項の場合、契約者および利用者は当社に対し、当社の故意または過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

### 第35条（通信時間等の制限）

1. 第34条（通信利用の制限）の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。

2. 前項の場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規定にもとづき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置（当社、または携帯電話事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限ります）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます）をとることがあります。

3. 当社は、契約者および利用者間の利用の公平を確保し、ワイヤレスデータ通信を円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われるデータ通信、または、当社設備に著しい負荷を与えるデータ通信について速度や通信量を制限することがあります。

4. 前3項の場合、契約者および利用者は当社に対し、当社の故意または過失により生じた場合を除き、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

5. 当社は、本条に規定する通信時間等の制限を実施するため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行うことがあります。

## 第8章 音声サービス

### 第36条（音声サービスの提供）

本サービスを利用するSIMは音声通話eSIMに限定され、本サービスの内容に音声サービスの提供も含まれます。

### 第37条（電話番号の付与または使用の許諾）

1. 当社は、契約者に対し、音声サービスを利用するための電話番号を定め、1つの利用契約に対して1つ付与し、または、使用を許諾します。
2. 契約者は、音声サービスを利用するための電話番号の変更を請求することはできません。

### 第38条（音声サービス固有の禁止事項）

契約者および利用者は、音声サービスを利用するにあたり、第20条（禁止事項）第1項に定める行為に加えて、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 故意に多数の不完了呼（通信の相手先の応答前に発信を取りやめることをいいます）を発生させ、または連續的に多数の呼を発生させるなど、通信のふくそうを生じさせるおそれのある行為。
- (2) 第三者または当社に迷惑・不利益を及ぼす行為、音声サービスに支障をきたすおそれのある行為、音声サービスの運営を妨げる行為。
- (3) 音声サービスの利用において、本人の同意を得ることなく不特定多数の第三者に対し、自動電話ダイアリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、商業的宣伝や勧誘などの通信を行う行為または商業的宣伝や勧誘などを目的とした回線への発信を誘導する行為。
- (4) 音声サービスの利用において、自動電話ダイアリングシステムを用いまたは合成音声もしくは録音音声等を用いて、第三者が嫌悪感を抱くまたはそのおそれのある通信をする行為。

### 第39条（音声サービスの通信利用の制限等）

第33条（通信区域）、第34条（通信利用の制限）および第35条（通信時間等の制限）の規定は、音声サービスに準用します。

#### **第40条（音声サービスオプション）**

1. 音声サービスを利用する契約者は、音声サービスオプションを利用することができます。ただし、当社はサービスの仕様として別の取扱いを定めることができます。
2. 音声サービスオプションを利用する申込者または契約者は、当社所定の方法により申込を行いうものとします。当社は、申込が行われた当日から起算して当社所定の期間内に音声オプションサービスの利用登録を完了します。
3. 音声サービスオプションを解約する場合も前項と同様とします。
4. 音声サービスオプションの内容、料金および詳細は、別紙料金表の規定により定めるものとします。

### **第9章 S M S（ショートメッセージサービス）**

#### **第41条（本プランのS M S）**

本プランでは、音声サービスに付随して、S M Sが提供されます。

#### **第42条（規定の準用）**

第36条（音声サービスの提供）、第37条（電話番号の付与または使用の許諾）、第38条（音声サービス固有の禁止事項）、および第39条（音声サービスの通信利用の制限等）の規定は、S M Sについて準用されます。

#### **第43条（国際サービス）**

1. S M Sを利用する契約者は、S M Sの国際サービスを利用することができます。ただし、当社はサービスの仕様として別の取扱いを定めることができます。

2. S M Sの国際サービスのうち一部サービスの利用にあたっては、別途申込を要する場合があります。この場合においては、第40条（音声サービスオプション）第2項および第3項の規定が準用されるものとします。

3. S M Sの国際サービスの内容、料金およびその他詳細は、別紙料金表の規定により定めるものとします。

## 第10章 保守

### 第44条（当社の維持責任）

当社は、当社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

### 第45条（修理または復旧）

1. 当社は、当社または協定事業者の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合はすみやかに修理し、または復旧するものとします。ただし、24時間以内の修理または復旧を保証するものではありません。

2. 当社は、当社または協定事業者の電気通信設備の設置、修理、復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ等の内容等が変化または消失したことにより契約者または利用者に損害を与えた場合、それが当社の故意または過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

### 第46条（保証の限界）

1. 当社は、本サービスによるワイヤレスデータ通信の利用に関し、当社の電気通信設備を除き、相互接続点等を介し接続している、電気通信設備にかかる通信の品質を保証することはできません。

2. 当社は、インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さにより、現在の一般的技術水準をもっては本サービスに瑕疵のないことを保証することはできません。

## 第11章 損害の賠償

### 第47条（当社の責めに帰すべき事由による損害）

1. 当社は、ワイヤレスデータ通信、音声サービスまたはSMS（以下、総称して「当社通信サービス」といいます）を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由により当社通信サービスが全く利用できない状態（そのサービスにかかる全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含むものとし、以下、同様とします）となり、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、その利用不能による損害を賠償します。

2. 前項の場合における賠償は、本プラン月額基本料、音声サービスオプション利用料およびその他オプションサービス利用料（ただし、データチャージオプション月額利用料は除きます）から、当社が適当と認める金額を減じる方法により行います。ただし、当社は状況に応じて、これとは別の方法により賠償を行う場合があります。

3. 本条第1項の場合において、利用不能とされる期間は、当社通信サービスが全く利用できない状態が継続した時間（24時間の倍数である部分に限るものとし、以下、同様とします）を24時間ごとに数え上げて得た日数（以下、「利用不能日数」といいます）に限るものとし、減じる金額は、利用不能日数に相当する金額に限るものとします。

4. 前項にかかわらず、契約者が、当社通信サービスの利用不能により通常生ずべき損害を賠償するためには利用不能日数を超える利用期間を付与すべきであること、または、利用不能日数に相当する金額を超える金額を減じるべきであることを証明した場合は、この限りではありません。

5. 前4項の規定は、当社に故意または重大な過失がある場合は適用されないものとします。

#### 第48条（協定事業者の責めに帰すべき事由による損害）

1. 当社は、当社通信サービスを提供すべき場合において、協定事業者が当社に提供する接続サービスの障害等、協定事業者の責めに帰すべき事由により当社通信サービスを提供できなかつた場合であつて協定事業者から当社に対し損害が賠償された場合に限り、当該賠償額を、当社通信サービスを利用できなかつた契約者および利用者全員に対する損害賠償の総額とし、付与すべき利用期間または減じるべき金額に換算したうえで、その利用不能による損害を賠償します。
2. 前項の場合における賠償の方法については、第47条（当社の責めに帰すべき事由による損害）第2項の規定が準用されるものとします。

#### 第49条（不可抗力免責）

天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により、契約者および利用者が本サービスを利用できなかつたときは、当社は、一切その責任を負わないものとします。

#### 第50条（本サービスの利用または利用不能から派生した損害）

1. 当社は、契約者および利用者が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます）について、その品質、完全性、正確性、特定目的への適合性、有用性、ウイルスの不存在その他何らの保証も行いません。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供にかかるものに起因して生じた損害について、当社は何らの責任も負わないものとします。
2. 当社は、本サービスを利用した場合に生じた、情報等の破損、滅失または第三者に対する漏洩による損害について、当社の故意または過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、本サービスの不具合その他の瑕疵、自営端末機器の不具合または技術基準不適合による本サービスの利用不能、契約者もしくは利用者による本サービスの利用もしくは利用不能、または契約者もしくは利用者に対するサポートサービスの提供もしくは提供不能の結果として生ずべき契約者もしくは利用者の逸失利益、機密情報の損失、事業の中止、人身傷害、ブ

ライバシーの侵害、その他契約者または利用者が被るべき一切の金銭的および非金銭的損害、損失ならびに費用に関し、当社の故意または過失により生じた場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

#### 第51条（損害賠償額の上限）

当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合の全てについて、その損害賠償の範囲は、当該契約者に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、その総額は当社が当該損害の発生までに当該契約者から受領した料金の額を上限とします。ただし、当社に故意もしくは重大な過失がある場合、または第48条（協定事業者の責めに帰すべき事由による損害）に規定する場合はこの限りではありません。

### 第12章 サポートサービス

#### 第52条（サポートサービス）

- 当社は、本規約で個別に定める場合を除き、契約者および利用者に対し、保守、デバッグ、アップデートまたはアップグレード等のいずれを問わず、いかなる技術的役務も提供する義務を負いません。
- 当社は、契約者および利用者に提供している本サービスのアップデート等のサービスを中止する権利を留保します。
- 当社は、本サービスの利用に関する一般的な技術情報を除き、いかなる技術情報を提供する義務を負いません。

#### 第53条（情報の収集）

1. 当社は、本サービスに関し、契約者および利用者に対するサポートサービスを提供するために必要な情報を収集、利用することがあります。契約者および利用者から必要な情報が提供されない場合、十分なサポートサービスを提供できないことがあります。
2. 当社は、前項により当社が契約者および利用者から収集した情報について、技術サポートのほか、当社サービスの提供に伴う契約者および利用者の本人確認、アフターサービス、新商品およびキャンペーン情報等のご案内ならびに商品開発およびサービス向上等のための調査に利用することができます。ただし、契約者および利用者を特定できる形で公開することはありません。

## 第13章 雜則

### 第54条（携帯電話事業者との契約）

契約者は、本サービスを利用するにあたり契約者と携帯電話事業者との間で接続契約が締結され、本サービスの利用の終了により接続契約が解約される場合があることを了承します。その場合、当社が当該接続契約の申込および解約を携帯電話事業者に取り次ぐものとします。なお、契約者において特段の手続きは不要です。

### 第55条（本サービスの廃止）

1. 当社は、技術仕様の変更等により本サービスの全部または一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、本サービスの廃止日までに相当な期間をおいて、第3条（本サービスに関する通知）の方法によりその旨を契約者に通知します。

### 第56条（分離性）

本規約の一部分が無効で強制力を持たないと判明した場合でも、本規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引き続き有効で、その条件に従って強制力を持ち続けるものとします。

#### 第57条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法を準拠法とします。

#### 第58条（協議）

当社および契約者は、本サービスまたは本規約に関して疑義が生じた場合には、両者が誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

#### 第59条（管轄裁判所）

当社および契約者は、本サービスまたは本規約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 付則

2025年11月18日施行

## 別紙

### 料金表

#### 第1 本プランの月額基本料

##### 1 適用および料金額

本プラン月額基本料の適用	
月額基本料	1,800円（税込）

2 本プランの利用に関しては、以下の定めを適用します。

(1) 本プラン月額基本料は、本プラン利用開始日に発生し、以降、更新日に毎月の本プラン月額基本料が発生します。

(2) 每月付与される高速データ通信容量は、本プラン月額基本料の与信枠の確認完了後に付与されます。

(3) 本サービスの利用が停止された場合、利用停止事由が解消された日を新たな更新日とし、次の更新日の前日までの1か月を本プラン月額基本料の計算期間とします。

#### 第2 S M S 通信料

##### 1 適用および料金額

送信者（契約者）条件	受信者（相手先）条件	S M S 通信料※1
日本	日本	3. 3～33円（税込）／1通 ※2
日本	海外の事業者番号	50～500円（不課税）／1通 ※2
海外	日本	100円（不課税）／1通

海外	海外	100円（不課税）／1通
----	----	--------------

※1 SMS通信料はSMSの送信時に発生する料金です。契約者がSMSの受信を行う場合にはSMS通信料は発生いたしません。

※2 SMS通信料は送信文字数により異なります。

2 契約者のSMS通信料が、平均的な利用実績または契約者もしくは利用者の過去の利用実績と比較して著しく高額となっていると当社が判断した場合、本サービスの一部または全部のご利用を一時的に停止する場合があります。

### 第3 通話料

#### 1 適用および料金額 ※1

国内通話料	通話料	30秒あたり11円（税込）
	特番通話料	株式会社NTTドコモ（本店所在地：東京都千代田区永田町2丁目11番1号山王パークタワー）（以下、「ドコモ」といいます）が定める特番通話として定められた額と同額
	デジタル通話料※2	30秒あたり39.6円（税込）
国際通話料	ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額（消費税相当額は課税されません）	
国際ローミング料	ドコモが定めるFOMAサービス契約約款およびXiサービス契約約款において国際アウトローミング使用料として定められた額と同額（消費税相当額は課税されません）	

※1 衛星電話サービスを利用した場合の通話料は、ドコモが定める衛星電話サービスにかかる通話料と同額となります。

※2 デジタル通話料とは、テレビ電話・64kb/sデータ通信などのデジタル通信を利用した場合の通話料をいいます。

## 2 音声通話機能の利用に関しては、以下の定めを適用します。

(1) SMS通信料、国内通話料、国際通話料および国際ローミング料とはSMS送信、音声通話および国際ローミングの利用に応じて、本プラン月額基本料とは別に支払を要する料金として定めるものです。

(2) SMS通信料、国内通話料、国際通話料および国際ローミング料は、利用開始月から解約日が属する月まで、毎月末日を締切日として利用料金を計算します。

(3) 本サービスにおける国内通話は、特番通話およびデジタル通話を除いて、第三者課金発信（オートプレフィックス）を使用した発信となります。

(4) 契約者の通話料が、平均的な契約者の利用実績または契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社は本サービスの利用を停止することがあります。

(5) 契約者の国際通話料が、著しく高額となっていると当社が判断した場合、本サービスの一部または全部の利用を一時的に停止する場合があります。この場合、当該月の国際電話はご利用できません。

(6) 本サービスの利用の終了にかかわらず、SMS機能および音声通話機能の利用が可能な場合があります。当該機能の利用が確認された場合にあっては、当該終了日がいつであるかにかかわらず、当該利用にかかる料金を請求するものとします。

(6) 国内通話料および国際通話料は、ご利用月の2か月後に請求が行われるものとします。また、国際ローミング料については、個々のローミング事業者の状況により、2か月以上遅れて請求が行われる場合があります。

3 契約者は、以下の音声サービスオプションがご利用になれます。

オプション名	月額利用料（税込）
かけ放題オプション	5分かけ放題
	10分かけ放題
	無制限かけ放題
割り込み電話着信	220円
留守番電話	330円
国際電話	月額無料 ※通話料は別途かかります。
国際ローミング	月額無料 ※通話料（発信料・着信料）、SMS通信料、データ通信料は別途かかります。海外でご利用の場合、電話を受ける場合も通話料が発生します。

4 音声サービスオプションの利用に関しては、以下の定めを適用します。

(1) 音声サービスオプション利用料は、利用開始月から解約日が属する月までの月額制（歴月課金）で計算し、毎月1日が課金日となり、日割計算は行いません。

#### 第4 データチャージ

##### 1 適用および料金額

1 GB チャージ	1 GBあたり330円（税込）
10 GB チャージ	10 GBあたり1,200円（税込）

2 データチャージの利用に関しては、以下の定めを適用します。

(1) データチャージとは、契約者の請求に応じて、保有している高速データ通信容量を消費した場合であっても、高速データ通信容量を追加することで、データ通信速度の変更なく引き続きデータ通信をご利用いただくことが出来るオプションサービスです。

(2) データチャージの料金は、契約者の請求回数に応じて、本プラン月額基本料とは別に支払を要する料金として定めるものです。

(3) データチャージによる高速データ通信容量の追加は、残データ容量に関わらず、決済が完了した時点で行われるものとします。

3 契約者は、以下のギガ増しオプションがご利用になれます。

オプション名	チャージされる高速データ通信容量	月額利用料（税込）
ギガ増しオプション	50 GB	2,500円

4 ギガ増しオプションの利用に関しては、以下の定めを適用します。

(1) 以下に定める課金開始日に初回の高速データ通信容量が追加され、以後、課金開始日に応当する日（ただし、応当する日がない場合は、当該応当する日がない月の末日とします。以下、「データチャージ日」といいます）に毎月の高速データ通信容量が追加されます。なお、データチャージ日がギガ増しオプションの更新日となります。

①利用契約申込と同時申込の場合

本プラン利用開始日

②①以外の場合

ギガ増しオプション申込日

(3) ギガ増しオプションによってチャージされる高速データ通信容量も、第6条（本プラン内容）第1項に定める累積できる高速データ通信容量に含まれます。当該上限を超える高速データ

通信容量は無効となり、累積されません。当該上限により高速データ通信容量が追加されなかったとしても、ギガ増しオプション月額利用料は発生します。

(4) 本サービスの利用が停止された場合において、利用停止期間中にデータチャージ日が到来したときは、ギガ増しオプションは自動的に解約されます。ギガ増しオプションの継続を希望される場合は、再度お申し込みを行う必要があります。本項にもとづく自動解約により契約者または利用者に損害等が生じても一切責任を負いません。

## 第5 その他オプションサービス一覧

### 1 適用および利用料金額

オプションサービス名	単位	月額利用料（税込）
安心フィルタリング	1 オプション契約ごとに	330円 詳細は特約にて規定

2 安心フィルタリングの利用に関しては、以下の定めを適用します。

(1) 安心フィルタリング利用料は、利用開始月から解約日が属する月までの月額制（歴月課金）で計算し、毎月1日が課金日となり、日割計算は行いません。

## 第6 手続きに関する料金

### 1 適用

手続きに関する料金の適用

<p>(1) 手手続きに関する料金の種別</p>	<p>手続きに関する料金は、以下のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="425 271 1330 1012"> <thead> <tr> <th data-bbox="425 271 779 350">料金種別</th><th data-bbox="779 271 1330 350">内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="425 350 779 552">ア 登録事務手数料</td><td data-bbox="779 350 1330 552">契約の申込をし、その承諾を受けたときに必要な事務手続きを実施するための料金</td></tr> <tr> <td data-bbox="425 552 779 676">イ eSIM発行手数料</td><td data-bbox="779 552 1330 676">eSIM発行に必要な本人確認および事務手続きを実施するための料金</td></tr> <tr> <td data-bbox="425 676 779 866">ウ eSIMプロファイル再発行手数料</td><td data-bbox="779 676 1330 866">eSIMのプロファイルを再発行するときに必要な本人確認および事務手続きを実施するための料金</td></tr> <tr> <td data-bbox="425 866 779 1012">エ 通話明細発行手数料</td><td data-bbox="779 866 1330 1012">通話明細を書面にて発行するときに、必要な事務手続きを実施するための料金</td></tr> </tbody> </table>	料金種別	内 容	ア 登録事務手数料	契約の申込をし、その承諾を受けたときに必要な事務手続きを実施するための料金	イ eSIM発行手数料	eSIM発行に必要な本人確認および事務手続きを実施するための料金	ウ eSIMプロファイル再発行手数料	eSIMのプロファイルを再発行するときに必要な本人確認および事務手続きを実施するための料金	エ 通話明細発行手数料	通話明細を書面にて発行するときに、必要な事務手続きを実施するための料金
料金種別	内 容										
ア 登録事務手数料	契約の申込をし、その承諾を受けたときに必要な事務手続きを実施するための料金										
イ eSIM発行手数料	eSIM発行に必要な本人確認および事務手続きを実施するための料金										
ウ eSIMプロファイル再発行手数料	eSIMのプロファイルを再発行するときに必要な本人確認および事務手続きを実施するための料金										
エ 通話明細発行手数料	通話明細を書面にて発行するときに、必要な事務手続きを実施するための料金										
<p>(2) 登録事務手数料の適用除外</p>	<p>当社が指定する販売形式で、本サービスのパッケージを購入した場合においては、(1)欄の規定にかかわらず、登録事務手数料は発生しません。</p>										
<p>(3) 手手続きに関する料金の減免</p>	<p>弊社は「(1)」欄および「2 料金額」の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免することがあります。</p>										

## 2 料金額

料金種別	単位	料金額（税込）
ア 登録事務手数料	1回線ごとに	3,300円
イ eSIM発行手数料	1回線ごとに	440円
ウ eSIMプロファイル再発行手数料	1回ごとに	440円

工 通話明細発行手数料	1通ごとに	900円
-------------	-------	------

## 第7 ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料

### 1 適用

ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料の適用	契約者は、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料の支払を要します。
-----------------------------	--

※本プラン利用開始日より発生します。

※ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は本プラン月額基本料とは別途ご請求いたします。

### 2 料金額

区分	単位	料金額（税込）
ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料	1回線ごとに	本サービスにかかるW ebサイト上への掲示または当社ホームページ上（本サービスアプリ画面も含む）に掲載（法令にもとづき変更されます。都度ご確認をお願いします）

以上